

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき次資する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2016年6月29日

独立行政法人国際協力機構  
本部契約担当役 理事

## 【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること  
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 160436

国名：全世界 担当：地球環境部

案件名：REDD+推進のための外部資金を活用した協力可能性にかかる情報収集・確認調査

業務区分：協力プログラム形成

## 1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2016年6月29日から2016年7月5日12：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。  
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。  
([http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html))
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2016年6月29日から2016年7月5日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2016年7月15日12：00まで  
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：8月上旬
- (5) 契約交渉（予定）：8月上旬～8月中旬

## 2 業務の内容

REDD+の効果が潜在的に高いものの、REDD+案件形成・実施に関する情報が十分でない国であるミャンマー、マダガスカル、コンゴ民主共和国、コスタリカの4カ国を対象とし、REDD+推進に向けた外部資金（JCM、GCF等）導入による協力実施の前提条件等について情報収集、分析し、現状の把握と課題の抽出等を行った上で、REDD+に対する外部資金を活用した協力の方向性を検討する。

### 【調査項目】

- (1) 対象4カ国に関する既存資料の収集分析（REDD+関連資金、REDD+関連政策・準備・実施状況、MRV 関連情報、他ドナー活動情報）【第一次調査】
  - ・ JCM、GCF等のREDD+に関連する主な資金について、要件や審査基準、案件審査等のスケジュールなどを整理。
  - ・ 先方政府のREDD+に関する政策フレームワーク、実施体制、技術的課題、REDD+関連事業進捗度合いを分析。
  - ・ JCM及びGCF案件組成に向け、現在のMRVシステムの構築状況を把握。
- (2) REDD+実施状況の確認および外部資金を活用した案件組成仮対象地の抽出【第一次調査】
  - ・ 先方政府と協議の上、案件組成仮対象地域を5カ所程度抽出（先方政府が森林減少傾向分析を有していない場合、入手可能なデータに基づいて森林減少傾向を分析）
  - ・ JCMもしくはGCFを活用した事業の可能性について、先方政府と協議。
- (3) 国内分析及び第二次調査対象国（ミャンマー以外に2カ国抽出）及び調査項目の確定
- (4) REDD+協力事業案の検討【第二次調査】
  - ・ REDD+ポテンシャルの分析と把握。現地ワークショップ開催。
  - ・ 案件組成仮対象地における事業の妥当性について先方政府と協議し、最終提案対象地及び候補事業を検討。
- (5) 協力の枠組み案の作成

## 3 条件等

- (1) 参加要件  
海外におけるREDD+関連の各種業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
- (2) 参加の制限  
特になし。

## 4 契約期間（予定）

2016年8月中旬～2017年3月下旬

## 5 想定人月（予定）

16.00 M/M

以上